

グローバルスタートアップ成長投資事業の主な要件

1. 出資対象とする投資組合

海外における事業の展開に取り組むスタートアップ（（注1）で記載する者をいう。以下同じ。）に対する投資事業を行う投資組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。以下「有限責任組合法」という。）に基づく投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）又は外国の法令に基づいて設立された団体であって組合に類似するもの（以下「海外組合」という。）をいう。以下同じ。）であること。

2. 機構の組合員としての地位及び出資限度額

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、組合の有限責任組合員又は海外組合の有限責任組合員に類似するものとして参加することとし、機構の出資約束金額は、1投資組合につき、80億円を超えない額とする。ただし、機構が30億円を超える出資を行なう場合は、その超過額を上回る金額又は5億円のいずれか高い金額以上を、適格機関投資家（注2）が出資することを条件とする。また出資限度額は、次に掲げる区分に応じて定める範囲の額とする。

- ①出資約束金額総額が120億円以下の場合は、出資約束金額総額の2分の1以内
- ②出資約束金額総額が120億円を超えて180億円以下の場合は、出資約束金額総額から120億円を控除した額の3分の1に、60億円を加えた額以内
- ③出資約束金額総額が180億円を超える場合は、80億円以内

3. 投資対象

投資総額のうち、機構の出資約束金額に相当する額以上（注3）は、投資組合から最初の投資を実行する時点において、海外における事業の展開に取り組むスタートアップに対する投資であること。

4. 投資形態

組合の場合においては、有限責任組合法第3条第1項各号に規定する投資形態によることとし、海外組合の場合においては、当該海外組合に関する外国の法令に投資形態が規定されている場合は当該投資形態によること。

5. 出資金の払込方法

出資約束金額を確定した上での「分割払い」の方式であること。ただし、機構の出資約束金額が10億円以下の場合に限り、「一括払い」の方式も可能とする。

6. 投資組合の存続期間

投資組合の存続期間は、延長期間を含め15年以内とする。

7. 投資先のスタートアップの育成

無限責任組合員等（組合の無限責任組合員及び海外組合の無限責任組合員に類似するものを総称していう。以下同じ。）は、投資後における投資先のスタートアップ（以下「投資先スタートアップ」という。）の業況や事業の進捗状況等を継続的に把握す

るとともに、海外における事業の展開に関する支援を行うこと。

8. 善管注意義務、利益相反、秘密保持

- ①無限責任組合員等は、投資組合の目的に従い善良なる管理者の注意をもってその業務を執行すること。
- ②無限責任組合員等は、投資組合に不利益が生じないよう利益相反に配慮すること。
なお、無限責任組合員等は、次の各号のいずれか早い日までの間は、組合の組合員若しくは海外組合の組合員に類似するもの（以下「組合員等」と総称する。）の事前の承認を得ることなく、投資組合の事業と同種又は類似の事業を行うことはできない。
 - (1) 全ての投資（当該投資組合の既存投資先への追加投資を除く。）が完了した日
 - (2) 投資組合の出資約束総額に占める投資総額（この号においては、投資を決定しているものの未実行の金額を含む。）及び既存投資先への追加投資予定額並びに管理報酬その他の費用の額（将来的に見込まれる費用のために留保した額を含む。）の合計金額の割合が80パーセントに達する日
 - (3) 投資組合の出資約束総額に占める投資総額の割合が60パーセントに達する日
- ③無限責任組合員等は、組合員等の事前の承認を得ることなく、自らが無限責任組合員等を務める投資組合との取引を行わないこと。
- ④無限責任組合員等は、投資先に関する情報をはじめとする投資組合に関する情報を、合理的な範囲を超えて開示又は提供してはならないものとし、投資組合の運営に際しては、万全の秘密保持体制をとること。

9. 報告義務

無限責任組合員等は、機構に対し、下記の事項に関し報告するとともに、機構から要請があった場合には、スタートアップに対する投資活動に関する情報の開示を行うこと。なお、②については投資実行の翌月末まで、③については発生後遅滞なく、⑥については処分収入を得た日の属する四半期の終了後1か月以内に報告を行うことを基本とする。

- ①投資組合の四半期ごとの業務執行状況
- ②スタートアップに対して投資実行した場合の投資先スタートアップの概要、投資金額等
- ③投資先スタートアップに発生した次に掲げる重要な事情の内容等
 - (1) 投資時点で予定されていなかった、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立等
 - (2) 上場承認
- ④投資先スタートアップの1年ごとの収支、雇用その他の経営状況
- ⑤投資先スタートアップに対する海外における事業の展開に関する支援の内容
- ⑥投資先スタートアップに関する売却・償還等による処分収入を得た場合の当該投資先スタートアップの概要、売却額等

10. 無限責任組合員等に対する報酬

①管理報酬

管理報酬により賄われるべき費用の範囲は、投資先の発掘・審査、投資先に対する支援及び投資組合の事業の運営に要する費用を基本とする。

管理報酬は、次の各号に掲げる出資約束金額総額の区分に応じ、投資組合の存続

期間（延長期間を除く。）における一年当たりの平均支払額が当該各号に定める額以下となるようにするものとする。

- (1) 出資約束金額総額が100億円を超過する投資組合においては、出資約束金額総額の2パーセントに相当する額
- (2) 出資約束金額総額が10億円を超過し、100億円以下の投資組合においては、出資約束金額総額の2.5パーセントに相当する額
- (3) 出資約束金額総額が10億円以下の投資組合においては、出資約束金額総額の3パーセントに相当する額

②成功報酬

無限責任組合員等は、出資約束金額総額又は組合員等から出資された金額の累計額に対する組合員等に分配された金額の累計額の比率（以下「分配比率」という。）が100パーセントを上回る場合に、投資組合の財産から成功報酬を受領することができる。

成功報酬は、組合員等に分配することができる金額の総額の20パーセントを超えない額とする。ただし、分配比率が200パーセントを上回る場合には、この限りではない。

1.1. 無限責任組合員等の出資比率

無限責任組合員等は出資約束金額総額の1パーセント以上を自ら出資すること。

1.2. 反社会的勢力への対応

- ①すべての組合員等が、契約時点において反社会的勢力でないこと及び組合員等である全期間において反社会的勢力に該当しないことを、表明及び保証すること。
- ②①に虚偽又は違反があることが判明した場合には組合員等の除名事由に該当するものとする。
- ③投資組合の投資対象から反社会的勢力を除外すること。

1.3. その他

- ①機構は、出資する投資組合が清算終了した際には、無限責任組合員等に対し、運営結果について報告を求めることができる。
- ②機構に対する投資組合の財産の分配（清算人による分配を含む。）については、機構が投資先企業の株式等の現物による分配を希望する場合を除き、金銭により行うこと。

1.4. 外貨建ての出資の場合の取扱い

機構による投資組合への出資が外貨建てである場合、本要件で定められた金額は、機構が投資組合に対して出資を決定した日における為替レートにより換算した金額とする。

（注1）独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項各号に定義される中小企業者をいい、具体的には以下①から⑦のいずれかに該当するものをいう。

ただし、1社の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）若しくはその役員から50パーセント以上の出資を受けている中小企業者又は大企業若しくはその役員から100パーセントの出資を受けている中小企業者（投資後に当該中小企業者に該当しなくなるのが明らかである場合を除く。）は、投資対象におけるスタ

ートアップへの投資金額に含まない。

- ①製造業、建設業、運輸業その他の業種を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）については、資本金若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が900人以下の会社及び個人
- ②卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人
- ③サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人。ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業については資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人、旅館業については資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が200人以下の会社及び個人
- ④小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員が50人以下の会社及び個人
- ⑤企業組合
- ⑥協業組合
- ⑦独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第1条第2項で定める組合及び連合会

（注2）機構、無限責任組合員等及びその関係会社等である適格機関投資家を除く。

（注3）本金額については、投資組合の全ての投資が完了した時点において充足されていること。